

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携

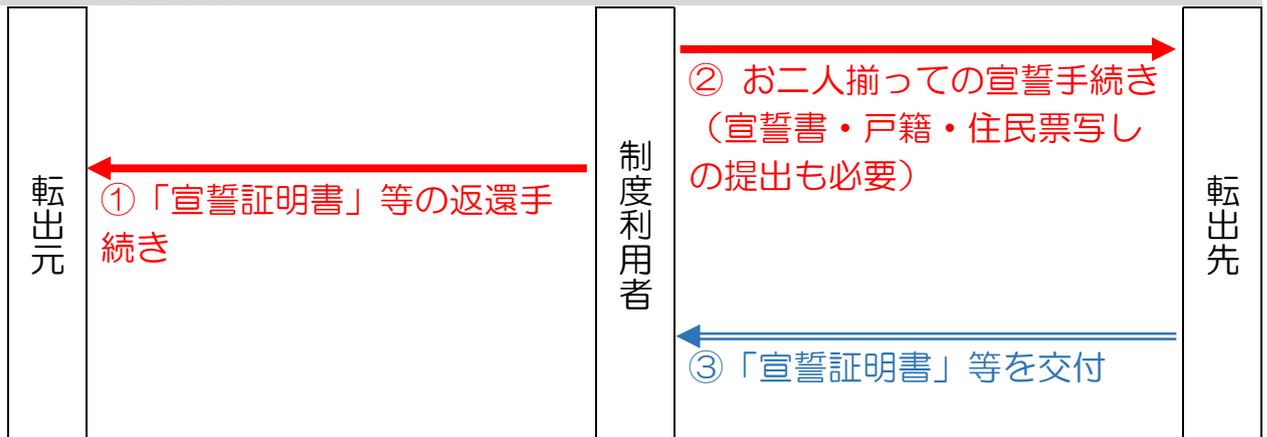
【自治体間連携の概要】

パートナーシップ宣誓制度を利用されている方が転入・転出する場合、通常は転出元自治体への宣誓証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類等を揃え、転出先自治体で宣誓を行う必要があります。

自治体間連携協定を締結している自治体に転居する場合は、転出先自治体への宣誓を必要とせず、提出書類を一部省略することができます。加えて、この連携制度を利用される方が安心してご利用いただけるよう、両自治体の担当職員間も連携を取り合い、転出先における制度の説明や転出先担当職員の紹介等も行います。

【連携イメージ図】

●自治体間連携前



※「宣誓証明書」は自治体によって名称や内容が異なります。

●自治体間連携後

